

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文 目次

○	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄）（第一条関係）	1
○	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（第二条関係）	6
○	地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）（第三条第一号関係）	19
○	地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第三条第二号関係）	20
○	日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（第三条第三号関係）	21
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第三条第四号関係）	22
○	独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第三条第五号関係）	23
○	国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第三条第六号関係）	24
○	独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（第三条第七号関係）	25
○	独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第三条第八号関係）	26
○	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第三条第九号関係）	27
○	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）（抄）（第四条関係）	28
○	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（抄）（第五条関係）	29
○	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号）（抄）（第六条関係）	30
○	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（第七条関係）	31
○	長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）（抄）（第八条関係）	32
○	都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）（抄）（第九条関係）	33

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第二条 法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の第二項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、<u>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）</u>以外の建築物とする。</p> <p>2 法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に關する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第七条第一項において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>二（略）</p> <p>（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない建築物の建築の規模）</p> <p>第三条 法第十条第一項の政令で定める規模は、建築物の建築に係る部分の床面積（内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他こ</p>	<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第二条 法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の第二項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、<u>同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）</u>以外の建築物とする。</p> <p>2 法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に關する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第十一条第一項において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>二（略）</p> <p>（住宅部分）</p> <p>第三条 法第十一条第一項の政令で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。</p>

れらに類するものを除く。)を有しない階又はその一部であつて常時外気に開放された開口部を有するものうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の二十分の一以上であるものの床面積を除く。)の合計が十平方メートルであることとする。

(削る)

- 一 居間、食事室、寝室その他の居住のために継続的に使用する室(当該室との間に区画となる間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。次条第一項において同じ。))がなく当該室と一体とみなされる台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を含む。)
 - 二 台所、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、物置その他これらに類する建築物の部分であつて、居住者の専用に供するもの(前号に規定する台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を除く。)
 - 三 集会室、娯楽室、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、昇降機、倉庫、自動車庫、自転車駐車場、管理人室、機械室その他これらに類する建築物の部分であつて、居住者の共用に供するもの(居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)
- (特定建築物の非住宅部分の規模等)
- 第四条 法第十一条第一項のエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模は、床面積(内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。第十一条第一項を除き、以下同じ。)の合計が三百平方メートルであることとする。
- 2 法第十一条第一項の政令で定める特定建築物の非住宅部分の増築又は改築の規模は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。
 - 3 法第十一条第一項の政令で定める特定建築物以外の建築物の非住宅部分の増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

(所管行政庁への建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送

(削る)

(適用除外)

第四条 法第二十条第一号の政令で定める用途は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 法第二十条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一・六 (略)

3 法第二十条第三号の政令で定める仮設の建築物は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

(削る)

付の対象となる建築物の住宅部分の規模等)

第五条 法第十五条第三項の政令で定める建築物の住宅部分の規模は、床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

2 法第十五条第三項の政令で定める増築又は改築に係る住宅部分の規模は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

(適用除外)

第六条 法第十八条第一号の政令で定める用途は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2 法第十八条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一・六 (略)

3 法第十八条第三号の政令で定める仮設の建築物は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

(所管行政庁への届出の対象となる建築物の建築の規模)

第七条 法第十九条第一項第一号の政令で定める規模は、床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

2 法第十九条第一項第二号の政令で定める規模は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない小規模建築物の建築の規模)

第八条 法第二十七条第一項の政令で定める小規模建築物の建築の規模は、当該建築に係る部分の床面積の合計が十平方メートルであることとする。

(削る)

(特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数等)

第五条 法第二十一条第一項の政令で定める数は、百五十戸とする。

2 法第二十一条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

(特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数等)

第六条 法第二十四条第一項の政令で定める数は、三百戸とする。

2 法第二十四条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積)

第七条 法第三十五条第一項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの(当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の十分の一)とする。

2 法第三十五条第二項の規定により同条第一項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計」とする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の登録の有効期間)

第八条 法第四十条第一項(法第五十三条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、五年とする。

(特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数等)

第九条 法第二十八条第一項の政令で定める数は、百五十戸とする。

2 法第二十八条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

(特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数等)

第十条 法第三十一条第一項の政令で定める数は、三百戸とする。

2 法第三十一条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積)

第十一条 法第四十条第一項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの(当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の十分の一)とする。

2 法第四十条第二項の規定により同条第一項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計」とする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の登録の有効期間)

第十二条 法第四十八条第一項(法第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、五年とする。

附則

この政令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（削る）

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（特定増改築の範囲）

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める範囲は、二分の一を超えないこととする。

改正案	現行
<p>（確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準）</p> <p>第九条の三 法第六条の三第一項第一号の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準並びに法第十八条第四項第一号の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準は、第八十一条第二項第二号イに掲げる構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することとする。</p> <p>（地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物）</p> <p>第三十六条の二 法第二十条第一項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地階を除く階数が三以下である鉄骨造の建築物であつて、高さが十六メートルを超えるもの</p> <p>三 （略）</p> <p>四 木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 高さが十六メートルを超える建築物</p>	<p>（確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準）</p> <p>第九条の三 法第六条の三第一項ただし書の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準並びに法第十八条第四項ただし書の政令で定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準は、第八十一条第二項第二号イに掲げる構造計算で、法第二十条第一項第二号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することとする。</p> <p>（地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物）</p> <p>第三十六条の二 法第二十条第一項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地階を除く階数が三以下である鉄骨造の建築物であつて、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの</p> <p>三 （略）</p> <p>四 木造、組積造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するもの</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物</p>

五 (略)

(柱の小径)

第四十三条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、桁その他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、建築物の用途及び規模並びに屋根、外壁その他の建築物の部分の構造に応じて国土交通大臣が定める割合以上のものでなければならない。

(削る)

五 (略)

(柱の小径)

第四十三条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

<p>柱</p>		<p>張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が十メートル以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が十平方メートル以内のものを除く。）若しくは公衆浴場の用途に供する建築物の柱</p>	<p>最上階又は階数の一</p>
		<p>上欄以外の柱</p>	<p>最上階又は階数の一</p>
		<p>その他</p>	<p>その他</p>

2 地階を除く階数が二を超える建築物の一階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径は、十三・五センチメートルを下回つてはならない。ただし、当該柱と土台又は基礎及び当該柱とはり、桁その他の横架材とをそれぞれボルト締その他これに類する構造方法により緊結し、かつ、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

3・4 (略)

5 階数が二以上の建築物における隅柱又はこれに準ずる柱は、通

2 地階を除く階数が二を超える建築物の一階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、十三・五センチメートルを下回つてはならない。ただし、当該柱と土台又は基礎及び当該柱とはり、けたその他の横架材とをそれぞれボルト締その他これに類する構造方法により緊結し、かつ、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

3・4 (略)

5 階数が二以上の建築物におけるすみ柱又はこれに準ずる柱は、

(三)	(二)	(一)	建築物	
			物の柱	の建築
(一)及び(二)に掲げる建築物以外の建築物	(一)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、木板その他のこれらに類する軽い材料でふいたもの	土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	$\frac{22}{25}$	$\frac{22}{25}$
$\frac{22}{25}$	$\frac{25}{30}$	$\frac{20}{25}$	$\frac{20}{25}$	柱
$\frac{30}{30}$	$\frac{33}{30}$	$\frac{25}{25}$	$\frac{25}{25}$	物の柱の建築
$\frac{28}{28}$	$\frac{30}{30}$	$\frac{22}{22}$	$\frac{22}{22}$	柱

し柱としなければならない。ただし、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合においては、この限りでない。

6 (略)

(筋かい)

第四十五条 引張力を負担する筋かいは、厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材若しくは径九ミリメートル以上の鉄筋又はこれらと同等以上に引張力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものを使用したものとしなければならない。

2 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材又はこれと同等以上に圧縮力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものを使用したものとしなければならない。

3 筋かいは、その両端の端部を、柱又ははりその他の横架材に、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結しなければならない。この場合において、そのいずれか一方の端部を緊結する位置は、当該柱と当該横架材との仕口の部分でなければならない。

4 筋かいには、欠込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすき掛けにするためにやむを得ない場合において、必要な補強を行ったときは、この限りでない。

(構造耐力上必要な軸組等)

第四十六条 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあつては、全ての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及び桁行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を釣合い良く配置しなければならない。

通し柱としなければならない。ただし、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合においては、この限りでない。

6 (略)

(筋かい)

第四十五条 引張り力を負担する筋かいは、厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材又は径九ミリメートル以上の鉄筋を使用したものとしなければならない。

2 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材を使用したものとしなければならない。

3 筋かいは、その端部を、柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結しなければならない。

4 筋かいには、欠込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすき掛けにするためにやむを得ない場合において、必要な補強を行ったときは、この限りでない。

(構造耐力上必要な軸組等)

第四十六条 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあつては、すべての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を釣合い良く配置しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する木造の建築物又は建築物の構造部分については、適用しない。

- 一 (略)
- 二 方づえ（その接着する柱が添木その他これに類するものによつて補強されているものに限る。）、控柱又は控壁があつて構造耐力上支障がないもの

3 (略)

4 階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項の規定により配置する軸組は、当該建築物の各階に作用する水平力により構造耐力上支障のある変形又は破壊が生じないよう木材、鉄筋その他必要な強度を有する材料を使用した壁又は筋かいが有効に設けられたものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを、当該建築物が地震及び風圧に対して構造耐力上安全なものとなるように国土交通大臣が定める基準に従つて設置するものでなければならぬ。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する木造の建築物又は建築物の構造部分については、適用しない。

- 一 (略)
- 二 方づえ（その接着する柱が添木等によつて補強されているものに限る。）、控柱又は控壁があつて構造耐力上支障がないもの

3 (略)

4 階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項の規定によつて各階の張り間方向及びけた行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組を、それぞれ方向につき、次の表一の軸組の種類に掲げる区分に応じて当該軸組の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計が、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、当該物置等の床面積及び高さに応じて国土交通大臣が定める面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面積からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上となるように、国土交通大臣が定める基準に従つて設置しなければならぬ。

軸組の種類	倍率
土塗壁又は木ずりその他これに類する	

(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)
ものを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組 厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材又は径九ミリメートル以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組	厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組	厚さ四・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組	九センチメートル角以上の木材の筋かいを入れた軸組	(二)から(四)までに掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	(五)に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組
〇・五	一	一・五	二	三	(二)から(四)までのそれぞれの数値の二倍	五

第四十三條第一項の表の(二)に掲げる建築物	第四十三條第一項の表の(一)又は(三)に掲げる建築物	建築物	階数が一の建築物	一五	一一
			階数が二の建築物	三三	二九
			階数が二の建築物	二一	一五
			階数が三の建築物	五〇	四六
			階数が三の建築物	三九	三四
			階数が三の建築物	二四	一八
階の床面積に乗ずる数値(単位 一平方メートルにつきセンチメートル)					

二)	(九)	(八)
	<p>(一)又は(二)に掲げる壁と(二)から(六)までに掲げる筋かいとを併用した軸組</p>	<p>その他(一)から(七)までに掲げる軸組と同以上の耐力を有するものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの</p>
	<p>(一)又は(二)のそれぞれの数値と(二)から(六)までのそれぞれの数値との和</p>	<p>〇・五から五までの範囲内において国土交通大臣が定める数値</p>

第四十八条 削除

物
この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。

区 域	見付面積に乗ずる数値（単位一平方メートルにつきセンチメートル）
（一）に掲げる区域以外の区域	五〇を超え、七五以下の範囲内において特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定める数値
（二）に掲げる区域以外の区域	五〇

（学校の木造の校舎）

第四十八条 学校における壁、柱及び横架材を木造とした校舎は、次に掲げる場所によらなければならない。

一 外壁には、第四十六条第四項の表一の（五）に掲げる筋かいを使用すること。

二 桁行が十二メートルを超える場合には、桁行方向の間隔十二メートル以内ごとに第四十六条第四項の表一の（五）に掲げる筋かいを使用した通し壁の間仕切壁を設けること。ただし、控柱又は控壁を適当な間隔に設け、国土交通大臣が定める基準

(接合)

第六十七条 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材が炭素鋼であるときは高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、接合される鋼材がステンレス鋼であるときは高力ボルト接合若しくは溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、それぞれよらなければならぬ。ただし、軒の高さが九メートル以下で、かつ、張り間が十三メートル以下の建築物（延べ面積が三千平方メートルを超えるものを除く。）その他その規模及び構造に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する建築物にあつては、ボルトが緩まないように次の各号のいずれかに該当する措置を講じたボルト接合によることができる。

に從つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

三 桁行方向の間隔二メートル（屋内運動場その他規模が大きい室においては、四メートル）以内ごとに柱、はり及び小屋組を配置し、柱とはり又は小屋組とを緊結すること。

四 構造耐力上主要な部分である柱は、十三・五センチメートル角以上のもの（二階建ての一階の柱で、張り間方向又は桁行方向に相互の間隔が四メートル以上のものについては、十三・五センチメートル角以上の柱を二本合わせて用いたもの又は十五センチメートル角以上のもの）とすること。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する校舎については、適用しない。

一 第四十六条第二項第一号に掲げる基準に適合するもの
二 国土交通大臣が指定する日本産業規格に適合するもの

(接合)

第六十七条 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材が炭素鋼であるときは高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合（構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、接合される鋼材がステンレス鋼であるときは高力ボルト接合若しくは溶接接合又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、それぞれよらなければならぬ。ただし、軒の高さが九メートル以下で、かつ、張り間が十三メートル以下の建築物（延べ面積が三千平方メートルを超えるものを除く。）にあつては、ボルトが緩まないように次の各号のいずれかに該当する措置を講じたボルト接合によること

一〇四 (略)

2 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。この場合において、柱の端面を削り仕上げとし、密着する構造とした継手又は仕口で引張応力が生じないものは、その部分の圧縮力及び曲げモーメントの四分の一（柱の脚部においては、二分の一）以内を接触面から伝えている構造とみなすことができる。

(鉄筋の継手及び定着)

第七十三条 (略)

2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この項において同じ。）の二十五倍以上とし、継手を引張力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。

3 柱に取り付けるはりの引張鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4 (略)

(確認等を要する建築設備)

第四百四十六条 法第八十七条の四（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定により政令で指定する建

一〇四 (略)

2 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造は、その部分の存在応力を伝えることができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。この場合において、柱の端面を削り仕上げとし、密着する構造とした継手又は仕口で引張り応力が生じないものは、その部分の圧縮力及び曲げモーメントの四分の一（柱の脚部においては、二分の一）以内を接触面から伝えている構造とみなすことができる。

(鉄筋の継手及び定着)

第七十三条 (略)

2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の二十五倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。

3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4 (略)

(確認等を要する建築設備)

第四百四十六条 法第八十七条の四（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定により政令で指定する建

築設備は、次に掲げるものとする。

- 一 エレベーター（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）及びエスカレーター

二・三 （略）

2 （略）

（仮設建築物等に対する制限の緩和）

第四百七条 法第八十五条第二項の規定の適用を受ける建築物（以下この項において「応急仮設建築物等」という。）又は同条第六項若しくは第七項の規定による許可を受けた建築物（いづれも高さが六十メートル以下のものに限る。）については、第二十二條、第二十八條から第三十條まで、第三十七條、第四十六條、第四十九條、第六十七條、第七十條、第三章第八節、第一百十二條、第一百四十四條、第五章の二、第二百二十九條の三（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）、第二百二十九條の十三の二及び第二百二十九條の十三の三の規定は適用せず、応急仮設建築物等については、第四十一條から第四十三條まで及び第五章の規定は適用しない。

2～5 （略）

（市町村の建築主事等の特例）

第四百十八條 法第九十七條の二第一項の政令で定める事務は、法の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、次に掲げる建築物又は工作物（当該建築物又は工作物の新築、改築、増築、移転、築造又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）に係る事務とする。

一 法第六條第一項第二号に掲げる建築物のうち、木造の建築物

築設備は、次に掲げるものとする。

- 一 エレベーター及びエスカレーター

二・三 （略）

2 （略）

（仮設建築物等に対する制限の緩和）

第四百七条 法第八十五条第二項の規定の適用を受ける建築物（以下この項において「応急仮設建築物等」という。）又は同条第六項若しくは第七項の規定による許可を受けた建築物（いづれも高さが六十メートル以下のものに限る。）については、第二十二條、第二十八條から第三十條まで、第三十七條、第四十六條、第四十九條、第六十七條、第七十條、第三章第八節、第一百十二條、第一百四十四條、第五章の二、第二百二十九條の三（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る。）、第二百二十九條の十三の二及び第二百二十九條の十三の三の規定は適用せず、応急仮設建築物等については、第四十一條から第四十三條まで、第四十八條及び第五章の規定は適用しない。

2～5 （略）

（市町村の建築主事等の特例）

第四百十八條 法第九十七條の二第一項の政令で定める事務は、法の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、次に掲げる建築物又は工作物（当該建築物又は工作物の新築、改築、増築、移転、築造又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）に係る事務とする。

（新設）

(地階を除く階数が三以上であるもの、延べ面積が三百平方メートルを超えるもの及び高さが十六メートルを超えるものを除く。)

二 法第六条第一項第三号に掲げる建築物

三 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち、同項第一号に掲げる煙突若しくは同項第三号に掲げる工作物で高さが十メートル以下のもの又は同項第五号に掲げる擁壁で高さが三メートル以下のもの(いずれも前二号に規定する建築物以外の建築物の敷地内に築造するものを除く。)

2

(略)

3 法第九十七条の二第五項の政令で定める事務は、次に掲げる事務(建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務)とする。

一 法第六条の二第六項及び第七項(これらの規定を法第八十七条の四及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)

(法第七条の二第七項(法第八十七条の四及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、法第七条の四第七項(法第八十七条の四及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、法第八十七条の四及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)

(法第九十条第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)、法第九条第十三項及び第十四項(これらの規定を法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)

(法第九十条第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)、法第九条第十三項及び第十四項(これらの規定を法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)

(法第九十条第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)、法第九条第十三項及び第十四項(これらの規定を法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)

(法第九十条第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)、法第九条第十三項及び第十四項(これらの規定を法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)

(法第九十条第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)、法第九条第十三項及び第十四項(これらの規定を法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)

2

(略)

一 法第六条第一項第四号に掲げる建築物

二 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号に掲げる煙突若しくは同項第三号に掲げる工作物で高さが十メートル以下のもの又は同項第五号に掲げる擁壁で高さが三メートル以下のもの(いずれも前号に規定する建築物以外の建築物の敷地内に築造するものを除く。)

3 法第九十七条の二第五項の政令で定める事務は、次に掲げる事務(建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務)とする。

一 法第六条の二第六項及び第七項(これらの規定を法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、法第七条の二第七項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、法第七条の四第七項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、法第九条(法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。)、法第九条の三(法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。)

(法第九十条第三項において準用する場合を含む。)、法第九条の二(法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。)

(法第九十条第三項において準用する場合を含む。)、法第九条の三(法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。)

(法第九十条第三項において準用する場合を含む。)、法第九条の三(法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。)

(法第九十条第三項において準用する場合を含む。)、法第九条の三(法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。)

(法第九十条第三項において準用する場合を含む。)、法第九条の三(法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。)

項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第九条の四（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十条（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十一条第一項（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十二条（法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第十八条第二十四項第一号（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）及び第二十五項（法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第四十三条第二項第一号、法第八十五条第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第五項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。）、法第八十六条第一項、第二項及び第八項（同条第一項又は第二項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条の二第一項及び第六項（同条第一項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条の五第二項及び第四項（同条第二項の規定による認定の取消しに係る部分に限る。）、法第八十六条の六、法第八十六条の八第一項、同条第三項から第六項まで（これらの規定を法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、法第八十七条の二第一項、法第八十七条の三第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第五項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。）、法第九十条の二第一項（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）並びに法第九十三条の二に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

4
・5
二〇四（略）

五条第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第五項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。）、法第八十六条第一項、第二項及び第八項（同条第一項又は第二項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条の二第一項及び第六項（同条第一項の規定による認定に係る部分に限る。）、法第八十六条の五第二項及び第四項（同条第二項の規定による認定の取消しに係る部分に限る。）、法第八十六条の六、法第八十六条の八（第二項を除き、法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、法第八十七条の二第一項、法第八十七条の三第三項、第五項、第六項及び第八項（同条第五項の規定により許可の期間を延長する場合に係る部分に限る。）並びに法第九十三条の二に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

4
・5
二〇四（略）

○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）（抄）（第三条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜二十五（略）</p> <p>二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条及び第十三条第二項</p> <p>二十七〜三十六（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜二十五（略）</p> <p>二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>二十七〜三十六（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第三条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十一（略）</p> <p>二十二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条及び第十三条第二項</p> <p>二十三〇三十二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十一（略）</p> <p>二十二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>二十三〇三十二（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（第三条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第七号まで、第十三号、第十八号及び第二十号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）<u>第十二条及び第十三条第二項</u></p> <p>二十一 二十八（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第七号まで、第十三号、第十八号及び第二十号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）<u>第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</u></p> <p>二十一 二十八（略）</p>

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第三条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 第二十四（略）</p> <p>二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条及び第十三条第二項</p> <p>二十六 三十三（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 第二十四（略）</p> <p>二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</p> <p>二十六 三十三（略）</p>

○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第三条第五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十三 （略） 二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条及び第十三条第二項 二十五～三十四 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十三 （略） 二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで 二十五～三十四 （略） 2 （略）</p>

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第三条第六号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>四十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）<u>第十二条及び第十三条第二項</u></p> <p>四十六 六十一（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>四十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）<u>第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで</u></p> <p>四十六 六十一（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（第三条第七号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十四（略） 二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条及び第十三条第二項 二十六・二十七（略） 2（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十四（略） 二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで 二十六・二十七（略） 2（略）</p>

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第三条第八号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～三十二 （略） 三十三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条及び第十三条第二項 三十四～四十三 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～三十二 （略） 三十三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで 三十四～四十三 （略） 2 （略）</p>

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第三条第九号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十五 （略） 二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条及び第十三条第二項 二十七～三十五 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十五 （略） 二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで 二十七～三十五 （略） 2 （略）</p>

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。</p> <p>2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>二（略）</p>	<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。</p> <p>2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>二（略）</p>

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（抄）（第五条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第三条 法第四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のもの、<u>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）</u>第百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。</p> <p>2 法第四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に關する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>二（略）</p>	<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第三条 法第四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のもの、<u>同法第六条第一項第四号</u>に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。</p> <p>2 法第四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に關する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>二（略）</p>

○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号）（抄）（第六条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（市町村の長による事務の処理） 第九条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築基準法第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内において施工される対象建設工事に係るものについては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築又は移転に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物等についての対象建設工事に係るものは、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事が行う。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、法に規定する都知事の権限に属する事務であつて、建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るものうち、建築基準法施行令第四百九条第一項各号に掲げる建築物等（同項第二号に掲げる建築物及び工作物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物及び当該工作物を除く。）に関する対象建設工事に係るものは、都知事が行う。</p> <p>4（略）</p>	<p>（市町村の長による事務の処理） 第九条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築基準法第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内において施工される対象建設工事に係るものについては、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築又は移転に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物等についての対象建設工事に係るものは、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事が行う。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、法に規定する都知事の権限に属する事務であつて、建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るものうち、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百九条第一項各号に掲げる建築物等（同項第二号に掲げる建築物及び工作物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物及び当該工作物を除く。）に関する対象建設工事に係るものは、都知事が行う。</p> <p>4（略）</p>

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）（抄）（第七条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第七条 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、<u>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物</u>（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。</p> <p>2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に關する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十六条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>二（略）</p>	<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第七条 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、<u>同法第六条第一項第四号に掲げる建築物</u>（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。</p> <p>2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に關する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十六条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>二（略）</p>

○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二十四号）（抄）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県知事が所管行政庁となる住宅）</p> <p>第四条 法第二条第六項ただし書の政令で定める住宅のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、<u>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）</u>第四百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物である住宅とする。</p> <p>2 法第二条第六項ただし書の政令で定める住宅のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる住宅とする。</p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える住宅</p> <p>二（略）</p>	<p>（都道府県知事が所管行政庁となる住宅）</p> <p>第四条 法第二条第六項ただし書の政令で定める住宅のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、<u>同法第六条第一項第四号</u>に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物である住宅とする。</p> <p>2 法第二条第六項ただし書の政令で定める住宅のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる住宅とする。</p> <p>一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第二条第一項第四号</u>に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える住宅</p> <p>二（略）</p>

○ 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）（抄）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県知事の同意を要する建築物）</p> <p>第三条 法第十条第二項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる区域内において整備される当該各号に定める建築物とする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を要とするものを除く。）以外の建築物</p> <p>二 建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域 次に掲げる建築物イ 延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第十三条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>ロ（略）</p>	<p>（都道府県知事の同意を要する建築物）</p> <p>第三条 法第十条第二項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる区域内において整備される当該各号に定める建築物とする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域 同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物</p> <p>二 建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域 次に掲げる建築物イ 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第十三条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物</p> <p>ロ（略）</p>